

平成31年 第6回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年 3月28日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成31年3月28日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第34号議案

平成31年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

##### 第35号議案

「東京都教育ビジョン（第4次）」の策定について

##### 第36号議案

平成31年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について

##### 第37号議案

平成31年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書について

(2) 「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」報告書について

(3) 「性教育の手引」の改訂について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	宮 崎 緑 (欠席)
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理恵子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第6回定例会を開会いたします。

本日は山口委員及び宮崎委員から所要により御欠席との届出を頂いております。本日は、TBS外9社からの取材と14名の傍聴の申込みがございました。また、TBS外4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回2月21日の第4回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第4回定例会の議事録につ

きましては承認を頂きました。

前回3月7日の第5回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第36号議案及び第37号議案につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

### 第34号議案

平成31年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

【教育長】 それでは、第34号議案、平成31年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第34号議案資料を御覧ください。

まず、1の「教科用図書選定審議会について」ですが、義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、法令に基づき、都道府県の教育委員会に毎年度教科用図書選定審議会を設置しなければならないということになっております。

2の諮問事項ですが、設置する審議会に、例年と同様に、一点目として、採択方針について、二点目として、教科書調査研究資料について、三点目として、都立の義務教育諸学校における教科書採択について、諮問したいと考えております。

3の諮問理由ですが、東京都教育委員会は、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択、また、区市町村教育委員会や国立・私立の学校で行う教科書の採択に対して、指導、助言、援助を行うときに、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないことになっております。この諮問事項につきましては、本日の教育委員会で御決定いただきました後、4月に審議会を設置し、諮問をさせていただきます。審議会で審議いただいて答申を受けた後、教育委員会で御報告させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

### 第35号議案

「東京都教育ビジョン（第4次）」の策定について

【教育長】 次に、第35号議案、「東京都教育ビジョン（第4次）」の策定につきまして、教育政策担当部長、説明をお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、第35号議案「東京都教育ビジョン（第4次）」の策定について、御説明させていただきます。

「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」の骨子につきましては、平成31年1月31日に開催されました第2回の教育委員会において御報告したところでございます。議案資料の1から4までのところは変更はございませんけれども、平成31年度から5年間で取り組むべき施策展開の基本的な方針を記したもので、12の基本的な方針と30の今後5か年の施策展開の方向性を設定しております。

2ページ目以降、これを体系的に記してありまして、右側のところに、前回は記入しておりませんでした。主な施策展開についても位置付けているところでございます。

そしてこの間、パブリックコメントを実施いたしまして、広く都民の皆様から、御意見を募集いたしました。寄せられた全ての御意見は委員の机上に置かせていただいておりますが、本日は、こちらをまとめた参考資料を用いまして御説明させていただきます。

まず、「1、意見募集の結果の概要」でございます。募集期間は1月31日から3月1日までの30日間で、電子メールや郵送等で合計77件の御意見を頂きました。

基本的な方針4、「夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育」に関

わる御意見が最も多く、14件。続いて基本的な方針7、「オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育」に関わるものが10件、基本的な方針1、「全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育」に関わるものが8件などとなっております。

2の「基本的な方針ごとの意見の概要」ですが、基本的な方針1では、「読解力」の向上は集中力の向上など学力以外にも良い効果が期待でき、重要である。基本的な方針4では、成年年齢が引き下げられることに伴い、消費者被害に遭わないようにするために、自立した消費者としてどう生きていくべきかを教える「消費者教育」が重要であり、教育ビジョンの中でも是非言及してもらいたい。それから、基本的な方針7では、ボランティア活動に生徒の参加を増やすような働き掛けは慎むべきであるといった御意見がございました。

この2ページ以降のところ、それぞれ頂いた御意見に対する、東京都教育委員会の考え方を記しておりますので、御覧いただきたいと思っております。ただ、この考え方のところでは、今回策定するビジョンは施策の方向性を示すものでございまして、頂いた御意見を教育として取り組む方向性として、しっかりと位置付けてやっていくといった考え方が記されております。

また、この教育委員会の場での御意見や、東京都議会にも報告いたしまして、議論を頂いたものでございます。それらを踏まえたものとして策定したものでございます。

冊子の方で、具体的な例を御紹介したいと思います。冊子の「東京都教育ビジョン（第4次）」の49ページを御覧ください。「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに理解することが重要」といったような御意見もございまして、一番下のところで、インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施という形で位置付けさせていただいております。

次に、64ページを御覧ください。今後、首都直下地震が高い確率で発生することを踏まえた防災教育をより一層推進していかねばならないとの御意見がございまして、防災教育の推進という形で位置付けさせていただいております。

次に、70ページを御覧ください。こちらの2ページ前のところで、方向性として記しております、オリンピック・パラリンピックに対するオリンピック・パラリンピック教育の関係ですが、ここへの意見として、東京2020大会後を見据えた東京オリンピ

ック・パラリンピック教育を推進すべきというような御意見がございましたことから、70ページが一番上になりますが、「学校2020レガシー」の構築をしっかりと位置付けさせていただいたものでございます。

それでは議案資料の1ページを御覧ください。5の「今後のスケジュール」の欄にございますけれども、この3月には、教育や経済界の有識者の方、それから学校の校長等で構成いたします検討会を開催いたしまして、これらのいろいろな意見を踏まえて改めて協議を行っております。その結果、最終的な案を取りまとめさせていただきました。

協議では、基本的な方針に、学校における働き方改革や都立高校改革を明確に位置付けたことは評価できる、それから、グローバルに活躍する人材を育成するためには、コミュニケーション能力を伸ばす教育が重要であるなどの御意見を頂いております。こうしたパブリックコメント、教育委員の方々、それから、外部有識者等からの御意見を踏まえまして、修正・追加等を行いまして、「東京都教育ビジョン（第4次）」としてまとめて、本日、配布させていただいております。

そして、本日決定いただいた後、速やかにホームページ等で公表いたしますとともに、4月に開催を予定しております教育施策連絡協議会において、都内全公立学校の校長と各区市町村教育委員会の教育長等を対象に、本ビジョンについて説明をする形で周知を図ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 幅広い意見を踏まえてまとめてくださったというふうに、読んで理解いたしました。基本的な方向性は是非これで進めていくということですが、今から少々先の話にはなりますけれども、このビジョンが終わったときに、どういった評価をしていくのか、モニタリングそしてその評価の仕方というものも、きちんとやっていっていただきたいということの一つ申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、今回のビジョンの中では、確かな学力を伸ばすための質の高い教育をきちんと行っていくと同時に、先ほどのインクルージョンであるとか、学び

のセーフティネットであるとか、やはり様々な困難を抱えた子供たちに対する目配りやサポート、そういったものもきちんと踏まえています。

是非これを具体的な施策にしていくときに、能力のある子供たちに対して確かな学力を伸ばす、それだけではなく、様々なリソースのある東京だからこそできるサポートというのを、困難を抱えた子供たちにも、是非更に充実して提供していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【教育政策担当部長】** まず、「5年間の実績というものをしっかりと」ということですが、教育委員会にも付議させていただいておりますように、点検・評価を毎年度実施しております。その中で、各種施策についても、その状況それから、更にどういふふうに変えていいのかといったような視点で事業を分析しています。あくまでも、このビジョンは5年間の方向性を定めておりますので、具体的な施策の中で様々な取組を改良していければと思います。

**【遠藤委員】** 基本的には、前々から議論してきたことであり、それをこういう形でもって、若干マイナーチェンジをしたり、あるいは、パブリックコメントを取り入れてということ、結構だと思うのですが、これをどう実現していくかということが一番のポイントだと思います。

教育現場のことについては、このとおりだと思うのですが、特に、これを事前に読んでみまして、今、御説明にあった64ページと、97ページ以降のところ、これの整合性がどうなっているのか。整合性という意味は、お題目としては非常に結構なのです。だから、これをどう実現していくのか。前々から私がこだわっていることなのですが、私はこの20数年、防災ボランティアということで、いろいろな地域で災害対応のアドバイスをしたり、自分の経験をお話ししたりしているのですが、そういう中で、どうしても学校と地域、この連携というものが、例えば、首都直下ということ想定した場合、絶対に必要なのです。そして、私の経験からしても、大災害というのは季節を問わない、それから時間を問わない。例えば、関東大震災は9月1日の午前11時過ぎであり、あるいは阪神・淡路大震災は冬の1月17日の午前5時46分であり、あるいは、東日本大震災は春3月11日の午後2時半過ぎであり、全くバラバラです。そういう季節、時間、こうしたものを普遍的に網羅する形で子供たちの安全をどう考えるかとい

うことを考えた場合、この64ページと97ページ以降に書かれたことをどう具体的に実施していくのか。そこでいつも私が引っ掛かっているのは、学校選択制の問題で、子供と親を離してどうするのだというのが、いつも引っ掛かっているのです。

ですから、この教育ビジョンも結構ですけれども、これをどう実現していくかという上で、具体的に今、東京都の教育施策、あるいは学校選択制の問題は区市町村の教育委員会の問題ですから、東京都の教育委員会は関係ないということで、果たして済ましていいのだろうか。特に、教育ビジョンでこれを掲げた以上、この具体化のために、今、何が欠けているのかということを実際の問題として考えなければいけないと思うのです。頭の中ではなくて、現実起こったときにどうなのかという、要すれば、災害対応というのは想像力なのです。

ですから、言葉の上だけでお題目を掲げるのではなくて、現実今この東京都の学校で、もし、例えば、子供と家庭が地域的にバラバラであるという中で、授業中に、災害が起こったら、どうするのだろうかというようなことで想像してみてください。そして、そのために必要なことは何かということ、そうすると、この教育ビジョンで掲げた64ページ以降に書いてあることと、それから、97ページ以降の地域との連携、これがリンクするということになるのです。私は、現実の被災体験者として、常にそのことを思っていたものですから、改めてこの教育ビジョンの中身を読んでみて、そのところだけがどうしても引っ掛かるということだけ、申し上げたいと思います。

**【教育政策担当部長】** 委員がおっしゃっていただいたように、やはり地域と、しっかりと学校の中で防災への取組を進めていくというのは非常に重要だと考えております。当然この二つはリンクしておまして、防災だけではなく、普段から生活の場としても、地域の方々というのが学校を見守っていただいたりというところがありますので、そういった中で防災教育をしっかりと位置付けてやっていくことにまいります。

それと同時に、例えば、高校生になると、今度は逆に、地域の方々の防災リーダーとして、中心になってやれるような年代にもなってまいります。そういう意味では、高校生に向けての防災のリーダーとしてのしっかりとした意識と行動ができるような育成、そのようにするためには、やはり小学校、中学校の頃からしっかりと防災の意

識を持つ、それと同時に、今、委員がおっしゃったように、家庭と学校教育の中でしっかりと防災を意識してもらうことによって、家庭の中でも、そういったときに、それぞれがどういう行動をするか、連絡体制を取る、そういうことを普段からしっかりとやっておいていただく。どうしても、家庭と学校をすぐ近接にというのは、なかなかできることではありませんので、そういうふうになったときの対策も含めて、普段から、そういう意識を持ってもらう、そういういった教育をするような方向性として実現させていただければと思います。

【遠藤委員】 関連しますけれども、今のお話の中の都立高校は都立高校改革の中でも都立高校生の役割ということが挙げられていて、非常に素晴らしいと思います。高校生段階になりましたら、逆に、都立高校生が地域をサポートするという観点。私も何年前に、立川国際中等教育学校の宿泊訓練に参加しました。そのとき、地域のひととの都立高校生の連携、これはすごいなと、こういう取組というのを全ての都立高校にどんどん広げていく。今、やれるところは順次やっておられますね。逆に、小・中学生を地域がどう助けるかという意味で、地域や家庭とリンクした学校ということでない都立高校生のあの取組を見ていると、ますます小・中学校はあれでいいのだろうかという思いをしているものですから。都立高校生のあの取組は、是非地域サポーターとしての役割ということで地域も期待していますので、よろしくお願いします。

【秋山委員】 先週、文部科学省から、医療的ケア児に対する考え方の文書が発出されたと思うのですが、この教育ビジョンの49ページに、いち早くこれを書き入れていただいているのが素晴らしいと思います。ありがとうございます。

それからまた、この49ページで、特別支援教育システムの調査・研究を入れていただいたこと、これは、障害があってもなくても、病気であってもなくても、先ほど北村委員が言われました、困難がある子供たち全ての子供たちに目を向けているということを示していただいていると思いますので、これもここに書いていただいて感謝いたします。ありがとうございます。

【教育長】 ほかに何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、本案につきまして、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件につきまして、原案のとおり

承認を頂きました。

## 報 告

(1) 都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書について

【教育長】 次に、報告事項(1) 都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書について、教育改革推進担当部長、説明をお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料(1) 都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書について、御説明させていただきます。

小中高一貫教育校につきましては、平成29年3月、都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書の中で、入学者決定方法等の詳細については、別途委員会を設置し、検討するとしておりました。そこで、平成30年6月に、都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会を設置し、具体的な入学者の決定方法について、検討を重ねてまいりました。本日は、その検討結果について御報告をいたします。

報告資料(1)を御覧ください。検討委員会報告書の概要になります。

第1章は、附属小学校に関する事項についてです。(1)で、応募資格については、4月に小学校第1学年の入学の学齢にある者。出願時に、指定した通学区域に保護者とともに居住する者とし、(3)の通学区域で、児童にとって負担過重とならないよう、小中高一貫教育校までの所要時間が40分以内にある鉄道の駅やバス停を含む区市町村又は地域を通学区域とするとしております。

次に、入学者の決定方法についてでございます。募集人員は80名とし、男子、女子とも40名としております。右側を御覧ください。入学者決定の基本的な流れにつきましては、受検者が一定の応募倍率を超えた場合、第1次抽選を行います。その後、第2次(適性検査)を実施し、第2次合格者を決定いたします。第2次合格者が募集人員を上回っている場合は、第3次抽選を行い、最終合格者を決定いたします。

第2次(適性検査)の欄の上から三つ目の検査内容ですが、5歳児の発達の段階等を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成することや、都立小中高一貫教育校の

「生徒の将来の姿」と照らして設定した能力等を把握することができる内容とすることとしております。

2 ページを御覧ください。第2章、公表及び開示に関する事項についてです。まず、(1)にありますとおり、都立小中高一貫教育校の教育理念、教育方針等、適性検査の基本方針につきましては、公表するとしております。(2) 適性検査の問題の公表ですが、受検者本来の姿を可能な限り評価することができるよう、適性検査の問題は公表しないこととしております。ただし、出題方針等、公表できる範囲等については、今後更に検討する必要があると考えております。(3) 適性検査結果の開示につきましては、受検者に与える影響など様々な観点から、引き続き検討してまいります。

右側を御覧ください。第3章、転学・編入学に関する事項についてです。転学・編入学につきましては、前回の検討委員会報告書を踏まえ、在籍していた児童・生徒の転学・編入学の資格について、アからウまでに記しております。

アでは、保護者の転勤等により、やむを得ず、通学区域外へ転居し、附属小学校及び中等教育学校を転学・退学した者で、かつ、附属小学校及び中等教育学校第8学年までに転学・編入学する際に、指定の通学区域内に居住し、通学することが可能な者としております。

なお、通学区域につきましては、附属小学校が指定する通学区域、中等教育学校は都内全域が対象となります。

イでは、附属小学校及び中等教育学校から転学・退学する際に、附属小学校及び中等教育学校へ転学・編入学する旨をあらかじめ伝えた者で、かつ、学校が指定した期日までに転学・編入学する意思を再度、当該校へ伝えた者としております。

ウでは、学習状況等を確認した上で、校長が適性を認めた者としております。これら、アからウまでの全てに該当する者が、転学・編入学の資格を得るとしております。ただし、通学区域内に再度居住した時に、本校への転学・編入学の手続を行わなかった場合、あるいは、他の学校に転学・編入学をした場合は、その資格を失うとしております。

第4章、中等教育学校に関する事項についてです。こちらでは、中等教育学校の入学者決定について、附属小学校からの内部進学と、他の小学校からの進学に分けて、

示しております。(1)「附属小学校からの内部進学」ですが、附属小学校は内部進学に当たって、児童にとってより良い選択ができるよう、保護者と丁寧に面談を重ねながら共通理解を図ります。また、児童の学習の習熟度の程度について確認し、十分な支援を行ってまいります。

資料の3ページを御覧ください。(2)他の小学校からの進学ですが、原則として、他の都立中等教育学校及び都立中学校と同様の扱いとなります。

第5章、海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒に関する事項についてです。まず、附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠の募集についてです。(1)の応募資格ですが、海外帰国児童は日本国籍を有する者で、保護者とともに1年以上海外で生活し、入学日現在、帰国後1年以内の者。在京外国人児童は、外国籍を有する者で、入学日現在、入国後の在日期间が1年以内の者としております。

(2)の出願書類につきましては、それぞれの応募資格を証明する書類を提出することとしております。

(3)の募集人員ですが、現在、立川国際中等教育学校では、30名の募集人員となっております。これを参考に、具体的な人数については引き続き検討を進める必要があると考えております。なお、海外帰国児童・在京外国人児童の募集人員については、附属小学校募集人員80名の内数としております。

次に、中等教育学校の海外帰国生徒・在京外国人生徒枠募集の応募資格・出願書類・募集人員でございますが、原則として、都立中等教育学校及び都立中学校と同様の取扱いとしています。

なお、詳細につきましては、机上に配布した報告書の冊子を御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

**【北村委員】** 質問ですが、国立大学の附属小学校には、研究校や実験校といった性格があるわけですがけれども、この都立の小中高一貫教育校においても、同じようなことを想定しているのかどうかというのを確認したいと思います。

コメントとして、ここにも書いてありますように、検査のための準備を重ねた受検者が有利になるような検査ではなくということで、いわゆるお受験のエリートのような子を受け入れるというよりは、むしろ多様な背景のある子を受け入れて、多様な学びの場をここで実現することが大事だと思いますので、是非その点については配慮しながら、検査の設計をしていただきたいなと思っております。

【教育改革推進担当部長】 一点目の御質問ですけれども、都教育委員会は小学校を持っておりませんので小中高一貫教育校をつくる目的というのは、小学校に対する様々な施策等を行い、その成果を区市町村の小学校にも広めていくという、一つのモデル的なケースを想定しております。国立の持っている研究校としての性格に準じた形になるかと思えます。

二つ目のコメントについてですけれども、そういった児童が集まる学校にしなければいけないというふうに考えております。

【北村委員】 多くの国立の附属校というのは、少しエリート校化していて、その中で研究校であるとか実験校であったりする、あるいはモデル校であるということを保護者が十分に理解しないで、あくまでエリート校として受験、子供を送り込んでいくような側面というのが正直あると思えます。ですので、そうではなく、こういった公的な学校としてモデル校としてつくるというのは、様々な場面で実験的な授業をやったり、様々なことに挑戦してみたりとか、そういうことがありますので、是非保護者の方にはそういったことをきちんと理解していただいた上で、御自分の子供を通わせたいと考えるかどうかというのを、是非周知していただきたいと思えます。

【教育改革推進担当部長】 この小学校の開校が平成34年度を予定しています。その2年前、平成32年度に、開設準備室を設置する予定としておりますので、そこからこの学校の趣旨等々について、幅広く広報を重ねていきたいと思っております。

【遠藤委員】 転学・編入学の項ですが、私も、単身赴任を繰り返したものですから、自分がこの該当する保護者であったらどうだろうと考えますと、こういう扱いをしてもらえるというのは、非常にありがたいと思えます。

でも、私の周辺で様々なケースがありまして、例えば思った以上に転勤期間が長く、東京に戻ってこられると思ったら、戻ってこられなかったと。その場合、ここで指定

する該当期間内に、子供だけでも戻そうかと、あるいはほかの保護者に頼ってと。そうすると、この時に、非常に技術的なことで恐縮ですが、入学したときの保護者と違う保護者の元で通うような状況になった場合には、このウの、校長が適性を認めるという、校長判断でできるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 応募資格については、現在の都立の中学校・中等教育学校、それから高校の応募資格に準じて考えていきたいというふうに思っております。ケースバイケースであります。様々な事情があつて、保護者と一緒に暮らせないというケースはあろうかと思えますけれども、基本的には、保護者と一緒に都内に居住するというのが原則になるかと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして報告として承りました。

(2) 「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」報告書について

【教育長】 次に、報告事項(2)「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」報告書について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 今年度設置いたしました「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」ですが、最終報告がまとまりましたので、本日、御報告いたします。

本日使用する資料は、報告資料(2)と、お手元にお配りしております報告書、この二つで御説明させていただきます。

まず、報告資料(2)ですが、1の「委員会の目的と検討経過」から5の「研究・開発する教育課程に応じた教材・教具」までにつきましては、昨年10月11日の教育委員会において、中間報告をさせていただきました。その際、委員の皆様からは、単なる小学校で学ぶことの前倒しにならないようにすることや、幼稚園の活動内容を小学校に吸い上げるといった後ろ倒しの発想も大切である。また、子供の生まれ月を意識したカリキュラムにする。さらに、保育所の場合においても研究・開発が必要であ

るといった御指摘を頂きました。そうしたことを踏まえまして、6の「実態調査」、それから7の「5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程」の作成を行ってまいりました。本日はこの6と7を中心に御報告させていただきます。

まず、実態調査ですが、報告書の9ページを御覧ください。主な調査内容ですが、「幼児・児童の活動や学習・生活等に関する実態」、「教職員の指導等に関する実態」、「保護者の意識等」の三点になります。

10ページを御覧ください。調査の規模ですが、回収数は教職員が388名、保護者1,686名、子供たちが1,881人であり、こういった実態調査としては、かなり大規模な調査をすることができました。

結果概要ですが、11ページにグラフがあります。調査項目は、大きく分けて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という、いわゆる三つの資質・能力に関する45項目について調査いたしました。

どのように子供たちを選んだかといいますと、10ページの下から二番目の表にありますように、小学校や幼稚園、保育所の担任の先生が、例えばA児は4月から6月までの生まれで誕生日が4月2日に一番近いもの、E児は、いわゆる早生まれと言われている1月から3月まで誕生日が4月1日に一番近いものというふうに、A、B、C、D、Eの五つの区分に応じて子供たちを選び、担任が観察を通して、45項目について当てはまるか当てはまらないかを回答しています。

もう一度、11ページのグラフを見ていただきますと、真ん中の緑のグラフは、全体の平均です。左側の三角の赤はE児群で、いわゆる早生まれで1月から3月までに生まれた子供たち、それから一番右の青いダイヤというのが、A児群で4月から6月までに生まれた子供です。少し具体的に結果を見てみます。⑪、⑫は、1から20までの数を唱える、ものの個数を正しく数える、また、⑬ひらがなで自分の名前が書けるなどを見ますと、幼稚園の5歳児において既に、かなりの子供たちが身に付けていると考えられます。逆に、⑳時刻を読める、㉑カタカナなどにつきましては、右側の小学校の欄を見ていただきたいのですが、小学校に入ってから十分に身に付いていないと考えられることなどが、明らかになりました。

このことにつきましては、12ページに、5歳児の時点で定着している、定着してい

ない、同じように、小学校入学時に定着している、定着していないという形でまとめております。

もう一度11ページを御覧いただきますと、赤があつて、緑があつて、青があるという形になっています。つまり、赤のグラフは早生まれの1月から3月までに生まれた子供ですので、一番右側にあります4月から6月までに生まれた子供たちに比べて、約1年間の差があるため、ポイントとしては、やはりどうしても早生まれの子供たちの方が少し低くなっています。

また、このグラフからは分からないのですが、各公立や私立の幼稚園、保育所ごとのポイントを見てみますと、特定な傾向は見られませんでした。どの就学前施設においても、子供たちの傾向は、同じような状況であるということでした。

もう一度、報告資料を御覧ください。7の「5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程」について御説明いたします。この教育課程の具体例を作成するに当たりましては、先ほど説明いたしました実態調査の結果を元に、例えば、「数をかぞえる」といった小学校の算数の内容でも、もう既に5歳児である程度身に付けられていると考えられる内容については、例えばそれを5歳児の時期に位置付けたり、また、個人差が大きいと考えられる内容については、5歳児から小学校低学年の中で繰り返し何回も位置付けております。

報告書の折り込みの長い表を御覧ください。この表について説明をさせていただきます。全体の大きな流れといたしまして、上の方に緑色、下の方に黄色、真ん中に白があります。この緑色の枠というのは、幼稚園、保育所などの就学前施設における文字や言葉に関わる活動と、小学校の国語に関する内容を示したものです。下の黄色い枠の方は、就学前施設における、数量や図形に関わる活動や小学校の算数に関する内容を示しています。

この二つをつなぐ活動として、真ん中の白枠には、幼稚園や保育所で行われている一般的な遊びの活動ですとか、小学校に入ってから、生活科の活動例を示してあります。四角で囲んである部分がそれぞれ就学前の施設や小学校での活動の例なのですが、水色が就学前の活動です。白色が小学校です。ここで一番重要なのが、この表の一番左を見ていただきますと、5歳児のⅠ期（4月～5月）は水色の枠しかないので

すが、だんだんと水色と白が混在していくような形になっていきます。最後、この表の一番右側の方は、もうこれは小学校の白だけというふうに、最初は水色、そして水色と白が混在し、最後に白だけになっていくという形になっています。

先ほど、御説明いたしましたけれども、実態調査から、例えば、1から20までの数を数えるというのは、結構5歳児でも既に身に付けている可能性が高いと考えられます。そこで、この表の左側の方ですが、「春の栽培」というところに、「ものの個数を数える」といった白枠で、小学校の算数の活動を位置付けております。これは決して小学校を先取りしているということではなくて、子供たちが既にそういった素地があるのですから、それを最大限利用していくというような考え方です。

ところが一方で、先ほど申し上げましたように、例えば、ひらがなを読んだり書いたりということが出来る子供もいるのですが、個人差が大きい場合があります。そういった場合には、この5歳児の左から三つ目の「七夕」から「秋探し・栽培」の活動にかけて、「ひらがなを読んだり書いたりする」という内容が、白い枠でずっと長く位置付いていると思います。これが、ひらがなについては、子供たちの習熟がいろいろありますので、長い時間をかけて何回も何回もというような例を示しています。

同じように、小学校においてもこの実態調査の結果を生かしています。例えば、カタカナについては、先ほど申し上げましたけれども、なかなか小学校に入っても、定着することが難しいと考えられるため、就学前でも施設の活動を取り入れながら、例えば、小学校でしたら、1年生の2学期の生活科で「秋を探そう」というところがあります。「秋を探そう」というところから、「生活を振り返ろう」という、この二つの単元を使いまして、カタカナを正しく読んだり書いたりすると、というような形で考えております。

今、この表を使って説明しました、例えますと、左側の就学前施設が川。川がずっと流れてきて、そして河口があって、小学校が海。川から魚が下がってきますと、淡水と海水が混ざる河口の所でもって体を慣らして行って、そして十分慣らしてからまた海に出ていく。今回この教育課程は、その河口の淡水と海水が合わさる汽水域とよく言われる所ですけども、それを5歳児と小学校1年、2年の3年間で子供たちの実態や身に付けている力を付けて行って、そして小学校につないでいく、言ってみれば

ば、そういうような教育課程を考えてみました。

それでは、最後、報告資料を御覧ください。8の「今後の取組」についてです。現在モデル地区として荒川区、そしてモデル校として、荒川の町屋幼稚園と第七峡田小学校を考えています。ただいま御説明した教育課程を基に、それぞれの実態に応じて荒川区やモデル校・園でも、こういった教育課程を作成していただくこととなります。また、就学前教育の場というのは、幼稚園だけではなく。保育所、それから、こども園もそれから公立、私立もあります。そういったことから、今回のモデル地区以外にも更に研究協力地区等を指定いたしまして、私立の幼稚園や公立・私立の保育所等を含めた実践、研究、検証を進めていくことが必要であると考えております。

東京都教育委員会といたしまして、都内の就学前施設や小学校へこうした教育課程の情報を提供していくことや、研究発表会等を開催して、モデル地区はどうやって取り組んでいるのか、それから、こういう成果がある、また課題があるということを、幅広く発信していくことが必要であると考えています。

併せて、学習指導要領の次の改訂に向けて、今回研究開発をし、これからも続いていきますけれども、その教育課程の成果などを文部科学省や関係諸機関とも共有するとともに、今後も就学前教育や小学校教育の在り方について協議を深めていくことが必要であると考えております。

さらに、今回の教育課程に応じた、指導方法や指導体制、また、教材・教具、それから環境などについても、開発してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

**【北村委員】** この「ひとまとまりとした教育課程」、特に最後の方のこの表、これは本当に素晴らしいと思います。ここまで具体的に細かく作り込まれたものというのは、初めて見ました。非常にこれは素晴らしいと思いました。

ちょうど昨日、区立の幼稚園の先生とお話をしていたときに、一つの課題は幼稚園でやっている教育が小学校になかなかつなげていけないというときに、小学校の先生方が幼稚園でやっていることを、なかなか見る機会がなかったり、理解していない

ということがあるけれども、最近は、少しずつですが、小学校の先生も幼稚園に来て様子を見学する機会も生まれてきた。ただ、その中で、やはり小学校の先生たちが、単に遊んでいるようにしか見えない子供たちを、どういうふうに見て、どういうふう理解して、それをどういうふうに小学校で自分たちがやっている教育とつなげればいいのかというのが、非常に分からないということを小学校の先生たちはよくおっしゃる。幼稚園の先生は先生で、自分たちがやっていることが小学校につながっているというのをどう説明すればいいかというのが分からないということで、非常に現場で頭を悩ませているという話を本当に昨日、お伺いしたばかりでしたので、こういったものがあると、まさにここでやっている幼稚園での活動というのは小学校での教育と密接に関連しているというのが、本当に具体的によく分かって、非常に素晴らしいものだと思います。

ただ、これはまだ非常に限られたものだと思いますので、是非今後も開発を進めていく中で更に充実させる、また最後におっしゃっていたような教材・教具等の開発にも是非つなげていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

**【指導部長】** 今、御指摘いただいたとおり、まさに一つの枠の中で水色と白があります。ですから、幼稚園と小学校の教育が別ではなく、非常に関連性があるのだと、これを見ながら、例えば、小学校の先生が幼稚園、保育所に行って、そこで子供たちの姿を見ながら、先生同士で話していただくことが、相互の理解につながっていくのではないかと思います。

**【秋山委員】** 報告書の11ページですが、確認ですけれども、このデータは、保育所に通っている子供も幼稚園に通っている子供も、全く同じような傾向であったということでしょうか。

**【指導部長】** 公立の幼稚園、私立の幼稚園、それから、公立・私立の保育所、それからこども園と、大きく分けて5種類ありますけれども、そこで先生方が観察して、平均点で何点と出てくるのですが、これがその5種類で見えていくと、大きな差異はありませんでした。つまり、子供たちの育ちに関しては、やはり幼稚園教育要領と保育所保育指針等にある「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というのを共有していますので、施設による差がないということを確認したところであります。

【秋山委員】 この保育スタイルが異なる中で、同じ力が育っていくというのは大変喜ばしい結果が出たと思います。あと一点ですけれども、今回のこの教育課程の具体例が公表されますと、保護者も参考にしていきたいと思います。そうしたときに、子供の育ちというのは個人差がありますので、このときにこれをやっておかなくてはいけないとか、そういう窮屈な目標にならないように、公表していただければと思います。

【指導部長】 今回、調査をしまして、一人一人の子供たちの発達速度がいろいろあるということ、ただ、それが良い悪いというよりも、本当に確実に良さを伸ばしていくことが必要だということが分かりましたので、今御指摘いただいたような形で、機会があるごとにお話できればと思います。

【遠藤委員】 非常に興味深い調査です。11ページは秋山委員と同じで、なるほどと。ただこれは、我々長い間、子や孫の世代にかけて子育てをやっていきますと、経験則として親は分かっていることであって、これを見て、なるほどと思いました。

それはそれとして、この調査のインプリケーションはどういうことなのか。やはり、この「はじめに」のところにあるように、幼児教育と小学校教育、特に小学校1年生の問題をどう解消するかということ、そうすると、こういう調査結果を踏まえて、幼小の一体化というのも重要性が改めて認識されたわけですが、これをどう具体的に施策に落とししていくかということが、この中からインプリケーションとして出てくるのであろうと思います。そうすると、とりあえず公立の幼稚園と公立の小学校との連携というのか、これを具体的にどう進めていこうとしているのかというのが、次の段階だと思うのですが、今後の展望というのは、もう何かあるのでしょうか。

【指導部長】 実際に、どの小学校でもこれをやってくださいということではないわけなのですが、委員から御指摘いただいたように、今まで幼稚園と小学校の中で、例えば、小学校1年生の問題がある、その問題を解消するために、先ほど河口の話をして致しましたが、そういった体を慣らしていく、心を慣らしていく、頭を慣らしていくというような、そこをまず研究いたしました。そして、今回、ある程度方向性が見えたので、これからモデル地区でやっていきます。この形について、各学校、例えば、うちの小学校、それから保育所や幼稚園もやってみようかなというところをどんどん増やしていく。ただ、必ずやってくださいということではもちろんない

わけです。これからまだまだ実際に検証が始まっていくわけですので、こういうような形でこういうような成果が出ています、こういうような形ではいかがでしょうかということ、成果と課題について丁寧に説明し、広く周知を図っていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

### (3) 「性教育の手引」の改訂について

【教育長】 次に、報告事項(3)「性教育の手引」の改訂について、指導推進担当部長説明をお願いいたします。

【指導推進担当部長】 報告事項(3)「性教育の手引」の改訂について、御説明させていただきます。手引が机上にあるかと思っておりますので、そちらとともに説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報告資料を御覧ください。まず、1番の性教育の手引の「改訂の背景」についてです。情報化の進展など児童・生徒を取り巻く環境が変化したこと、若年層の性感染症やインターネットを介した性被害の増加が現在課題となっているということが、大きなポイントです。前回の改訂から10年以上経過していることから、今回、学習指導要領の改訂の機会を捉え、手引を改訂することとしております。

次に、2の「改訂の方針」について御説明いたします。この手引は人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、児童・生徒の実態に応じた指導を展開できるよう、教員用の指導書として作成しております。具体的には、教員が本手引を活用して、児童・生徒に、性に関する正しい知識を習得させ、適切な意思決定や行動選択を行う力を身に付けさせることができるような内容にしております。

これまでの経緯について、3でございます。平成7年から9年までにかけて、小学校編、中学校編、高等学校編、盲・ろう・養護学校編を刊行しております。その後、平成16・17年に改訂しているという状況です。

それでは、4の「内容」について御覧ください。手引は基礎編と実践編に分かれて

おります。基礎編の下に書いてあります、ローマ数字のⅠからⅦは、目次の内容をそのまま転記しております。今回改訂しました手引の内容ですが、特徴が七点ございます。4の右側の「特徴」というところを縦に見ていただければと思います。

一点目は、これまで実践編は、小・中・高・特別支援学校で別々の冊子でございましたが、今回、一冊にしてまとめております。このことにより、全公立学校の教員が他校種の指導事例を容易に見ることができ、さらに、校種を超えた指導の系統性や関連性を図ることができるように配慮いたしました。

続きまして、二点目でございます。昨今の性情報の氾濫や性感染症、性同一性障害等について記載し、性をめぐる現代的な課題にも適切に対応できるようにしております。

続きまして、三点目でございます。発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解を図り、保護者の理解・了解を得て指導することなど、性教育の配慮事項を明確化して記載しております。

続きまして、四点目でございます。学校における推進体制や指導上の留意点について、カリキュラム・マネジメントの視点に立った指導計画の作成について、理解できるように示しております。

続きまして、五点目でございます。中学校における性教育の実施状況調査を昨年行っておりますので、その経過を掲載することにより、中学校の性教育の現状が理解できるように配慮しております。

続きまして、六点目です。こちらは、今年度実施いたしました、産婦人科医を活用したモデル授業について示しております。全ての児童・生徒に学習指導要領に示された内容を指導した上で、在籍する児童・生徒の状況から、校長が判断し、学習指導要領に示されていない内容を含む指導を行う必要がある場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た生徒を対象に個別やグループでの指導を実施する方向等について具体的に示しております。

最後に、七点目でございます。実践編の指導事例を、生物的側面、心理的側面、社会的側面に加え、生命尊重の四つの側面で分類いたしまして、各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動といった学校教育全体を通じて指導するよう体系化して分か

りやすく示しております。

それでは、今、御説明させていただいたことを、手引で少し具体的に説明させていただきます。

まず、6ページです。下から3行目を御覧ください。指導の系統性、関連性についての記載でございますが、先ほど申し上げましたように、小・中・高・特別支援学校の各校種を1冊に取りまとめたことにより、例えば、中学校において、高等学校の指導事例を参考にして指導したり、小・中学校の特別支援学級において、特別支援学校の指導事例を参考にして指導したり、ということができるよう記載しております。

続きまして、7ページです。性をめぐる現代的な課題の対応についてですが、情報化の進展に伴う課題が7ページに、8ページには、妊娠・出産に伴う課題、9ページには、性感染症に関する課題、それから10ページには、性同一性障害に関する正しい理解について掲載して、現代的な課題の現状を把握できるように配慮いたしました。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらは、性教育の配慮事項を明確化したところでございます。「指導の充実」として、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することを改めて明記いたしました。

これは、小学校・中学校・高等学校の体育、保健体育科の学習指導要領解説に共通して掲載されている内容であり、性教育を行う上で、最も重視する事項として示しております。

続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。2番の指導計画の作成のところですが、「カリキュラム・マネジメントの視点に立った指導計画を作成することについて」になります。性教育は、各教科、総合的な学習の時間、道徳科、特別活動といった学校教育全体を通じて実施するため、カリキュラム・マネジメントの視点に立って、教科横断的な全体計画や年間指導計画を作成することの必要性を示して、記載しております。

続きまして、26ページです。昨年8月に中学校で調査を行いました、性教育の現状についての結果でございます。2、性教育に関する状況の（8）性に関する授業は、医師等の外部講師を活用することが効果的であると回答した校長が約9割、89パーセ

ントであり、（９）性教育を行う際、都教育委員会から医師等の外部講師を派遣してほしいと回答した校長が約８割、79パーセントというような回答が特徴としてありました。

28ページを御覧ください。この状況調査を踏まえまして、今年度、産婦人科医等によるモデル授業を中学校５校で実施し、その効果を検証しております。各学校で外部講師を招聘した授業を実施する際の参考となるよう、実施に向けた手順例や留意点、保護者の理解・了解を得る方法、学習指導要領に示されていない内容を含む授業の流れについて掲載しております。

また、32ページには、授業後の生徒・保護者アンケート結果を掲載しております。特徴といたしましては、「授業は分かりやすかった」という回答が95パーセントでした。

続きまして、41ページを御覧ください。こちらは、小・中・高・特別支援学校に関して全てに共通ですが、全ての事例を、生命尊重、生物的側面、心理的側面、社会的側面の四つの側面で捉え、さらに、各教科等の内容との関連付けも示しまして、体系化して各事例がどこの部分を特に重視しているかということ、表で分かるような形で示しております。

続きまして、42ページを御覧ください。これは表記上の都合ですが、42ページ以降、各実践例には、各ページの上部に、生命尊重・生物的側面・心理的側面・社会的側面と、この事例がどこの部分を重視しているかということが分かるような形で記載しております。

ここで、指導事例を一つ御紹介させていただきます。80ページを御覧ください。指導事例４、「性情報への対応・性犯罪被害の防止」です。この授業は、中学校２学年を対象として、特別活動の学級活動として行い、性情報が氾濫する中、性被害防止等の指導事例となっております。

３の単元計画を御覧ください。単元計画２時間のうち、１時間目では、講師として警察署の方を招いて、セーフティ教室を実施しております。警察の方から、データに基づいて説明していただき、これに基づいて、性情報に関する正しい判断力を身に付けさせるため、性情報に関する正しい情報と間違っただ情報の混在について考えさせた

り、家庭や地域との意見交換を行います。

次の、単元計画の2時間目になりますが、こちらでは、性犯罪被害の原因や背景について理解させるとともに、自分自身を守るためにはどんな方法があるのだろうかということを生徒同士で考えさせたり、話し合わせたりすることで、正しい判断力を身に付けさせるという指導事例です。

81ページを御覧ください。性犯罪被害から自分自身を守る方法について考える事例として、具体的な取組を載せてあります。1単位時間の授業内容です。自画撮り被害や異性等を紹介するウェブサイトから自分を守る方法等を考え、グループで話し合ったことを発表し、情報を共有する中で理解を深めさせるような授業展開をしております。

なお、この現代的な課題に対応するため、性情報への適切な対応や、性犯罪被害防止に関する指導事例については、小・中・高・特別支援学校全ての校種の実践編に掲載しております。

今後でございますが、この手引を全公立学校に配布するとともに、区市町村教育委員会の指導室課長会及び保健体育科主任連絡協議会、指導主事連絡協議会等でこの手引を活用した指導事例、実践事例を周知したいと思っております。また、外部講師を活用したモデル授業を10校に更に拡大いたしまして、東京都医師会と引き続き連携を推進しながら、人間尊重の精神に基づく性教育が確実に進むよう、各学校を支援していきたいと思っております。

説明は以上になります。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

**【北村委員】** 1年少し前に議論が起こりまして、それから、社会的にもいろいろなことが議論され、東京都教育委員会でも議論を重ね、その中で、こうして「性教育の手引」を改訂して現代の状況に、より即したものに改訂してくださったこと、まずはお礼を申し上げたいと思います。

いろいろと読ませていただいて、これはやはり、現場の先生方を縛るようなものではなく、むしろ先生方が豊かな性教育を実現する上で、活用できるものだということ

を御理解いただいて、今、本当に子供たちの周りで、様々な情報が氾濫していて、かつての「寝た子を起こすな」どころかもう完全に「起きている」状況の中で、学校でも様々な対応が求められている中で、是非先生方には活用していただきたいと思っています。

例えば、先ほどの御説明にあったように、学習指導要領に示されていない内容もこうして具体的に示して、どのような形で行えるかという例を示したりすることも非常に大事なことであると思いました。

一方その中で、是非、多様な社会の中、保護者の方々、子供たちにも、発達の違いや、取り巻く環境の違い、宗教等、それらについても書かれていますけれども、様々な考え方もありますので、是非保護者の方の理解を得ながら、専門家との連携を深めて、子供たち自身が自分たちを守ると同時に、一人の市民として責任ある行動を取れるような、そういう性教育の在り方といったものも考えていっていただきたいと思います。

これまではどちらかというと、性教育というのは、非常に高い関心や意識を持って積極的に取り組んでこられた先生と、少々消極的と言いましょいか、必ずしも得意とはしないという先生もいらっしゃったかと思います。あまり個人任せにするのではなく、学校として、その学校のある地域、それから学校にいる子供たちの様子を踏まえて、学校として積極的に性教育を進めていく、そのための議論を先生方の中でもしていくということを、この手引を活用しながら、またこの手引にとどまるものではなく、時代はどんどん変わっていきます、社会も環境もどんどん変わっていきますので、ここでは想定していないようなことがもっと起こることもあるかと思います。そういった時代の流れも踏まえて、是非学校では、積極的に活用していただいて、そういった教育に取り組んでいただく。その中で、教職員、生徒たち、保護者、地域の方、専門家が信頼関係を築いて、性教育をやっていっていただきたいと強く思いました。

【指導推進担当部長】 性教育を行う上では、やはり子供の発達段階ですとか、全教員の共通理解ですとか、保護者の理解、この三つは確実に押さえていかななくては行けないこととっております。今年度、5校でモデル授業をやっておりますが、ある学校では、やはり、何を教えるかということももちろん大事なのですが、そのモデル

授業の指導案を決めていく段階で、やはり保護者の意見ですとか、今回は医師の意見もございましたので、医師、それから、子供の現状をよく知っている先生方、そういった方々が、丁寧に丁寧に、ゆっくり議論をしながら、教える内容を固めていったということがあります。そのように非常に丁寧にやった、そのプロセスが本当に大事ななどということ、ある校長からも報告を受けております。

委員御指摘のとおり、今後、やはり、やる先生、できる先生だけでやるのではなく、そういった議論を深めながら、学校の実態に合った丁寧な指導を今後も心掛けて、全体的な盛り上がりになるように、頑張っていきたいと思っております。

【北村委員】 本当にそうした丁寧な議論をすることが大事だと思います。いろいろな考え方がありますので、どこまで何をどう教えるかというようなことというのは、簡単にコンセンサスが得られることではないと思います。それでもやはり、子供たちの方がもっと先を行っていたり、社会の変化の方がもっと先を行っていたりする中で、学校の先生方も、是非そこに置いていかれないように。ただでさえ先生方はお忙しい中で、大変ではありますが、しかし、この問題というのは子供たちが自分たちの人間性であるとか、人生であるとか、人としての尊厳とか、人として生きていく上での本当に根源的な問題ですので、是非積極的に皆さんで議論して、東京は非常にそういった面でオープンに議論して先生方も頑張っていると、そう言っていただけるような教育が実現していくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

【遠藤委員】 昨今のいろいろな議論の中では、こうしたものができるというのは非常にいいことだと思うのですが、前回の教育委員会でやはり性教育の議論になったときに、私は保護者の理解を前提といいますか、しっかりして、その上でこうした性教育の在り方についての進んだ対応というのをしてもらいたいと申し上げました。この中でもって、保護者への理解を求める事例がありますけれども。この間、5校で具体的に行われた中で、当然、この保護者への対応というものもされたと思います。そうした中で、例えば、うちの子供にそんなことを教えるなというような意見はあったのかどうか、もしそういうことが出てきた場合、そうはいっても、子供にはきちんと聞かせますという対応であるのか、そういう事例が仮に出てきた場合、その保護者の子供については、授業時間から外すのかどうか。その辺は、出てこなかったのだと思

うのですが、もし出てきたらどうするのかということをお教えください。

もう一点は、手引の7ページ、情報化社会への対応ということですが、これはここに書いてあるとおりののですが、教育委員会として具体的に、このSNSに伴う被害を食い止めるためにどうするのか。「SNS東京ルール」というものをつくって、時間の問題であるとかいろいろとやっていますが、こうした問題について、ここにこういうことがありますよということを書くだけではなく、具体的にSNSの被害を食い止める、なかなか教育委員会としては難しく、何か相談窓口をつくるとか、そういうことをしているのだと思うのですが、何か具体的な手立てがあるのかということをお読みして思いました。

それから、もう一つ、10ページです。性同一性障害の問題というのは、実は、私も、高等教育機関の学生生活指導のサポートというのを仕事としてやっていますが、つい最近、各大学等におけるLGBT対応というものの事例集を作りました。これを各大学に配って、非常に評判が良かったものですから、専修学校等にも配るようになっているのですが、学生支援課のホームページに全部載せてありますので、この(4)のところ、これは初等・中等教育段階でのことだと思いますけれども、この連続性ということで、今の高等教育機関ではどういうことになっているのか、あるいは対応している事例はどういうことがあるのだろうかというものを、もし勉強されるのであれば、学生支援課のホームページを見ていただければと思います。

**【指導推進担当部長】** 一点目ですが、今回、5校で実施いたしました。保護者の理解・了解ということで、全ての保護者に授業内容を示しております。5校の中で、やはり複数、保護者の方からという事例はございました。そういった保護者の子供には、基本的には、実は学習指導要領による授業と、そうでない授業を二つ用意してありまして、保護者には両方を示しております。その中で、どちらにしますかという形で選択をしていただいております。その複数の保護者の子供については、別の形の授業をしております。そのような状況です。

二点目の現代的な課題についての対応、インターネットやSNS関係への対応ですが、確かに委員がおっしゃるように、「SNS東京ルール」ですとか、そういったものを精力的に展開しております。ただ都教育委員会としては、それだけではなく、今

後、性に関わること、内容、こういった手引の事例集を、これを更にやはり多くの先生方に分かってもらうことが大事だと思います。そういった「SNS東京ルール」とまた別に、この手引の活用を更に進めることが、子供たちへの被害防止ということにもなりますし、実態はこうだということを知ってもらえる一つの手立てだと思っております。

三点目のLGBTについては、今後、ホームページを参考にさせていただきたいと思っております。

【秋山委員】 また別の視点ですけれども、以前、不登校のガイドブックが出されて、その時には、身体的、心理的、社会的側面の三つで説明をされていたと思います。今回も41ページを見ますと、生物的、心理的、社会的側面、生命尊重を加えて考え方を提示されています。これはとてもいい方向性だと思っております。今、小児科領域でも、バイオサイコソーシャルという考え方で、疾病だけではなくて、心理・社会的側面にも目を向けていこうという流れがありますので、この考え方を是非そのまま進めていっていただきたいと思っております。不登校、性教育だけではなくて、子供たちを見る視点として活用していただければと思います。

【指導推進担当部長】 今度は、説明会等を行ってまいります。そのときに、この四つの視点ということが、性教育だけではなくて様々なところで、その考え方は共通であるということを知、教員に説明していきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月11日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、来月、4月の第2木曜日の11日、午前10時か

ら、教育委員会室にて開催を予定しております。以上です。

【教育長】 次回は、4月11日午前10時ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか何かこの際ございましたら、お願ひいたします。よろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)